

大牟田市第3次環境基本計画（案）

大牟田市

もくじ

第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは	1
第1節 計画策定の背景	1
1. 大牟田市の現状.....	1
2. 地域ごとの特徴.....	2
3. 大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）のふり返り.....	6
4. 計画の策定にあたって.....	8
第2節 計画策定の目的	10
第3節 計画の基本的事項	11
1. 計画の位置づけ.....	11
2. 計画の対象期間.....	11
3. 計画の対象地域.....	11
4. 計画の対象範囲.....	12
5. 計画の構成.....	13
第2章 大牟田市が目指す環境の将来像	14
第1節 大牟田市の目指す環境像	14
1. 目指す環境像.....	14
2. 基本方針.....	15
3. 実現に向けたそれぞれの役割.....	16
第3章 施策体系と数値目標	17
第1節 基本方針と施策の柱	17
第2節 みちしるべの設定	19
1. 「持続可能な環境配慮型社会への移行」へのみちしるべ.....	19
2. 「脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～」へのみちしるべ.....	19
3. 「循環型社会の実現」へのみちしるべ.....	19
4. 「自然共生社会の実現」へのみちしるべ.....	20
5. 「景観や文化遺産等の未来への継承」へのみちしるべ.....	20
6. 「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」へのみちしるべ.....	20
第3節 大牟田市環境基本計画とSDGsとの関係	21
第4章 施策の展開	22
第1節 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行	22
1. 持続可能な地域共生社会づくりの推進.....	22
2. 農林水産業の振興と持続性の確保.....	25
3. 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進.....	27
4. 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進.....	28
第2節 基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～	29
1. 再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）.....	29
2. 省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）.....	30
3. 温室効果ガスの排出削減（緩和策）.....	31

4. 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）	32
5. 気候変動への適応（適応策）	33
第3節 基本方針3：循環型社会の実現	35
1. 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進	35
2. 資源循環利用の推進	36
第4節 基本方針4：自然共生社会の実現	38
1. 緑地・里山の保全	38
2. 水辺の保全	39
3. 生物多様性の保全	41
第5節 基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承	43
1. 景観の保全	43
2. 歴史・文化遺産の保護	44
第6節 基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成	45
1. 大気環境の保全	45
2. 水環境の保全	46
3. 騒音・振動及び悪臭対策	47
4. 化学物質等への対応	49
5. 生活排水対策	50
第5章 計画の推進に向けて	51
第1節 計画の推進体制	51
第2節 計画の進行管理	52

第 1 章

大牟田市 第 3 次 環境基本計画とは





第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは

第1節 計画策定の背景

1. 大牟田市の現状

本市は福岡県の最南端に位置し、東西 14.06km、南北 10.87km に広がり、総面積が 81.45 km² となっています。また、4水系7河川（隈川、堂面川、白銀川、白銀川放水路、長溝川、大牟田川、諏訪川）の二級河川が、東部の三池山や大間山などの低山地帯から西部の有明海へ流れています。

人口は、1960（昭和 35）年の 205,766 人以降、減少傾向が続き、2020（令和 2）年で 111,281 人、世帯数は、2000（平成 12）年の 50,980 世帯以降、減少に転じ、2020（令和 2）年で 49,231 世帯となっています。

気象については、1991（平成 3）年から 2020（令和 2）年の 30 年間での平均気温が 16.5℃と比較的温暖で、年間降水量は 1,900mm 前後と内陸型気候区に属しています。

また、本市は、明治時代以降、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに急速な発展を遂げ、我が国の産業・経済の発展に大きく貢献する一方で、長年にわたる公害問題を経験し、克服してきた経緯があります。

現在も、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」等の実現に向けて、市民、市民団体、事業者、市の協働により、環境負荷低減に向けた取組を進めています。

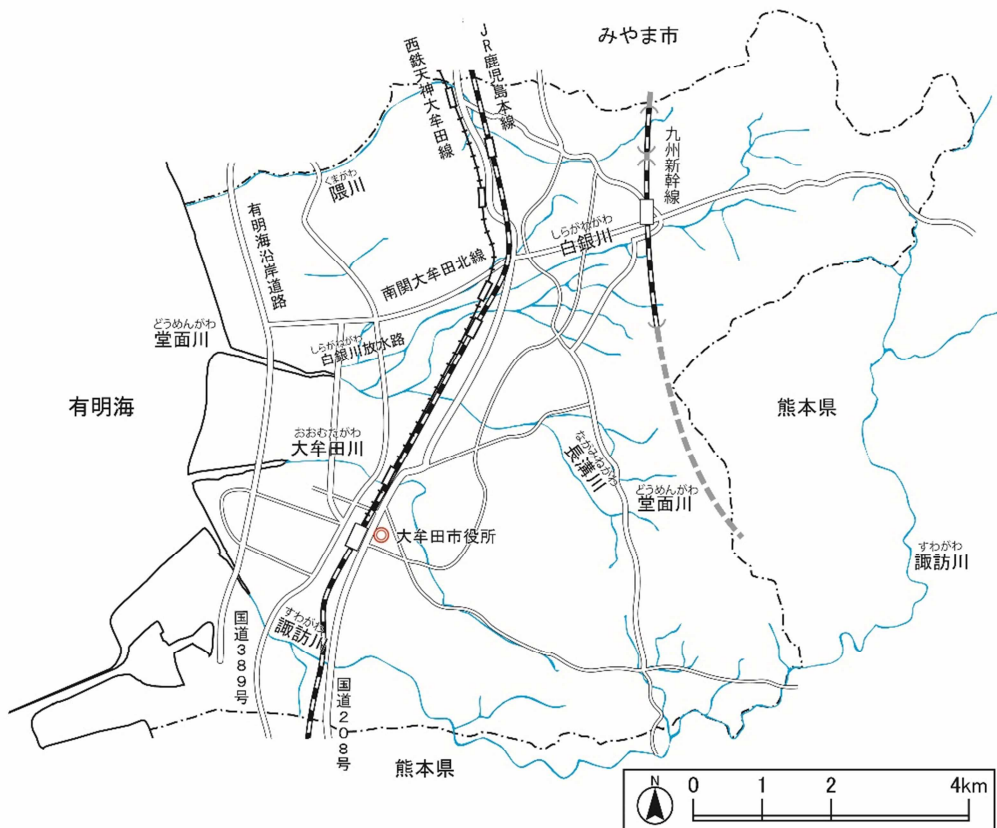


図 1-1 大牟田市域図

2. 地域ごとの特徴

本市の地域ごとの特徴を整理します。

地域の区分は、「大牟田市都市計画マスタープラン 第5章地域別構想」を参考としました。これは、より住民のコミュニティの一体性を踏まえた区分として地区公民館単位の6地域による地域区分を設定したものとなっています。

地域ごとの特徴は、「大牟田市都市計画マスタープラン 第5章地域別構想」の「市民が考える地域のまちづくりの課題」を環境面からの現況と課題の視点で抽出・整理しました。



図 1-2 地域区分

(1) ^{よしの}吉野地域（^{かみうち}上内・^{よしの}吉野・^{くらなが}倉永）

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・吉野地域は、市の最北部に位置し、地域の北側と東側は稲荷山から続く丘陵地の山林や農地に囲まれた自然豊かな地域です。 ・丘陵地の樹園地や広大な田園風景が広がり、緑豊かな自然や生き物を目にすることができる地域でもあります。 ・市街化調整区域内にある農地は、農産物を供給する機能と合わせ、洪水調節機能や良好な景観の形成などの機能を備えています。
課題	<p><既存集落の活力の維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域に点在する既存集落では、高齢化率が高く、農業従事者の不足による荒廃農地や老朽空家の増加、コミュニティの衰退などが顕著となっており、農地や山林の適切な保全を図るためにも既存集落の活力を維持する取組が求められます。 <p><豊かな自然環境の保全・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉野地域を象徴する豊富な自然環境の保全と、市民が身近な自然に触れあえる場としての活用及び良好な自然景観の維持が求められます。 ・地域内を流れる白銀川沿いの自然環境の保全と生活に潤いを与える良好な親水空間の確保が求められます。 <p><集中豪雨時の浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。隈川流域の周辺市や白銀川流域の事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(2) ^{てがま}手鎌地域（^{てがま}手鎌・^{めいじ}明治）

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・手鎌地域は、市の北西部に位置し、地域の東側は、甘木山から続く丘陵地がみられ、北側には黒崎公園があります。地域西側には、有明海に面して干拓地や農地が広がり、地域の東西を横断する堂面川や白銀川があるなど、山や海、河川に囲まれた自然豊かな地域です。また、水産資源に恵まれた地域でもあります。 ・新開・健老地区には、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「大牟田エコタウン」を有しています。
課題	<p><豊かな自然環境の保全・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手鎌地域は、甘木山や黒崎山などの山林と海岸部に広がる農地、有明海の干潟などの多くの自然要素を有する地域であるため、それぞれの自然要素の保全が求められます。 ・甘木山や黒崎山の山頂は、大牟田の市街地と有明海の干潟、広大な農地を一望することができる優れた景観スポットであることから、レクリエーションの場としての活用が求められます。 ・地域内を流れる堂面川や白銀川沿いの自然環境の保全と生活に潤いを与える良好な親水空間の確保が求められます。 <p><集中豪雨時の浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、堂面川や白銀川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(3) ^{みいけ}三池地域 (^{たかとり}高取・^{みいけ}三池・^{はやまだい}羽山台・^{ぎんすい}銀水)

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> 三池地域は、市の東部に位置し、地域の中央部から東部にかけては、大間山、高取山、三池山から続く丘陵地で、多くが山林と農地で形成され、県や市指定の文化財が点在しています。地域の南部から中央部を経て西側には、堂面川や長溝川が流れ、三池山の麓で臥龍梅や紫陽花などが鑑賞でき、三池初市など歴史的な地域行事が開催される地域です。
課題	<p><豊かな自然環境の保全・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域東部に広がる大間山や三池山の豊かな自然環境の保全を図り、山麓に点在する歴史資源等を活用したレクリエーションの場としての活用が求められます。 市街地を流れる堂面川や長溝川沿いの自然環境を保全し、堂面川ふれあい公園などの親水空間の確保及び充実が求められます。 <p><集中豪雨時の浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、ため池や堂面川、長溝川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(4) ^{ちゅうおう}中央地域 (^{たいしょう}大正・^{なかとも}中友・^{おおむたちゅうおう}大牟田中央・^{しらかわ}白川・^{ひらばる}平原)

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> 中央地域は、本市の中心に位置し、平野部に市街地が広がる利便性の高い地域です。地域の南部には、延命公園があり、緑豊かな都市空間となっており、公園内には、動物と触れ合いも体験できる動物園があります。また、公園周辺では、緑と調和した良好な市街地環境を維持するために風致地区が定められています。さらに、地域内には、堂面川や大牟田川が流れています。
課題	<p><市街地内の居住環境の改善></p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地内の空家が増加しているため、住宅地再生に向けた取組が求められます。 狭隘道路が多く残り、災害に対し脆弱な地域北部の平原小学校区では、良好な居住環境の形成に向けた市街地整備が求められます。 <p><交通利便性が低い地域への交通確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央地域は、公共交通の利便性に優れた地域であり、大部分が公共交通機関の利用圏域内に含まれていますが、一部の交通利便性の低い地域に対しては、校区まちづくり協議会等の活用による地元主体の地域交通の取組が求められます。 <p><集中豪雨時の浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、堂面川や大牟田川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(5) ^{みかわ}三川地域（^{てんりょう}みなと・天領）

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> 三川地域は、市の南西部に位置し、西側には、「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された三池港があり、現在も重要港湾として機能しています。また、三池港エリアには、旧三池海水浴場があり、干潮時には干潟の生物を観察することができます。北部には諏訪公園があり、緑豊かなレクリエーション空間となっています。地域内の南東部から諏訪公園の横を諏訪川が流れています。
課題	<p><市街地内の居住環境の改善></p> <ul style="list-style-type: none"> 三川地域は、古くから市街地が形成され、高い人口密度を有しているため、生活道路の整備などの良好な居住環境の形成に向けた市街地整備が求められます。 地域東部の斜面地に位置する片平地区は、生活道路などの都市基盤整備が脆弱であり、良好な居住環境の形成に向けた取組が求められます。 市街地内では、空家が増加しており、点在する遊休農地を含め、住宅地再生に向けた取組が求められます。 <p><集中豪雨時の浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。諏訪川流域の熊本県や周辺市町、更に事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(6) ^{かつだち}勝立・^{はやめ}駿馬地域（^{あま}天の原・^{はら}玉川・^{たまがわ}駿馬）

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> 勝立・駿馬地域は、市の南部に位置し、地域の東部は、高取山や三池山から続く丘陵地となっており、多くが山林と農地で形成されています。地域の西部には、諏訪川が流れており、諏訪川では自然に親しみ、水辺の自然環境に親しみ、水辺の環境保全の大切さを再認識してもらうためのカヌー事業等が実施されています。また、地域内には「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された宮原坑や三池炭鉱専用鉄道敷跡があります。
課題	<p><市街地内の居住環境の改善></p> <ul style="list-style-type: none"> 勝立・駿馬地域は、生活道路に関しては狭隘道路も多く、災害に対しては脆弱であることから、良好な居住環境の形成に向けた市街地の整備が求められます。 市街地内では、空家が増加しており、点在する遊休農地を含め、住宅地再生に向けた取組が求められます。 <p><豊かな自然環境の保全・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地を取り囲む農地や三池山の自然環境の保全を図ることが求められます。 市街地を流れる諏訪川沿いの自然環境を保全し、生活に潤いを与える良好な親水空間の創出が求められます。 <p><集中豪雨時の浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。諏訪川流域の熊本県や周辺市町、更に事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

3. 大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）のふり返り

本市は、2012（平成24）年3月に「大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）」を策定し、目指す環境像「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた」の実現に向けて、「安全で安心な社会の実現」「低炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「自然共生社会の実現」「みんなで創る環境都市の実現」の5つの基本方針を設定して取り組んできました。

その結果、2021（令和3）年度末現在で、当該計画で設定した20項目の「みちしるべ」（数値目標）のうち、10項目で目標を達成し、5項目で数値が計画策定時よりも向上しています。

表 1-1 みちしるべ（数値目標）

みちしるべ（数値目標）	H22 （策定時）	R2 （実績）	達成 目標	達成 状況
大気環境基準『浮遊粒子状物質』の達成率	22%	100%	100%	達成
大気環境基準『光化学オキシダント』の達成率	0%	0%	100%	未達成
大気環境基準『有害大気汚染物質』の達成率	100%	100%	100%	達成
大気環境基準『PM2.5（微小粒子状物質）』の達成率	0%	100%	100%	達成
大気環境基準『ダイオキシン類』の達成率	100%	100%	100%	達成
水質環境基準『健康項目』の達成率	100%	100%	100%	達成
水質環境基準『BOD（生物化学的酸素要求量）』の達成率	55.6%	77.8%	100%	向上
水質環境基準『ダイオキシン類』の達成率	100%	100%	100%	達成
生活排水処理率	50.8%	66.8%	81.2%	向上
騒音環境基準『道路に面する地域』の達成率	100%	99.7%	100%	後退
家庭用太陽光発電システム設置数	961基	2,975基	2,700基	達成
家庭1世帯のCO ₂ （二酸化炭素）排出量の削減率	*13.1t-CO ₂ /世帯	*238.7%	6.5%	達成
市民1人あたりの収集可燃ごみ排出量	578g/日	580g/日	570g/日	後退
一般廃棄物の資源化量	6,630t/年	3,308t/年	7,000t/年	後退
市内で確認できる絶滅危惧種数	14種	78種	20種	達成
市内の全河川全延長のうち環境に配慮した護岸の整備割合	5.6%	10.4%	10%	達成
市街化区域の良好な緑の保全にむけた保存樹・保存林の指定面積	8.3ha	9.6ha	10.3ha	向上
環境活動評価プログラムへの参加事業者数	5事業者	6事業者	10事業者	向上
環境活動団体数	14団体	18団体	30団体	向上
環境学習講座などの開催回数	273回/年	*3130回/年	365回/年	後退

※1 平成19年度の実績値。

※2 令和元年度の実績値。

※3 令和2年度は新型コロナウイルス拡大防止等のため講座等の開催を中止した影響がある。

なお、コロナ禍前の2015（平成27）年度から2019（令和元）年度の5年平均は219回/年であった。

未達成および後退の5項目の一つである「光化学オキシダント」については、環境基準が全国的にも未達成であり、この原因としては、大陸からの大気汚染物質の移流の影響と考えられます。

「道路に面する地域」の騒音については、「自動車騒音常時監視」において、対象住居等301戸中の1戸が環境基準を超過したことによるものです。

「市民1人あたりの収集可燃ごみ排出量」については、令和2年7月豪雨災害による災害廃棄物の一部が、収集可燃ごみとして排出されたことによるものと考えられます。

「一般廃棄物の資源化量」については、民間事業者による紙などの回収ボックス設置等の影響により、市が収集する量が減少したことによるものと考えられます。

「環境学習講座などの開催回数」については、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため講座等の開催を中止した影響によるものです。

未達成を含む20項目の「みちしるべ」（数値目標）については、今後も良好な環境の保全・創造に資する要素の一つとして取り組んでいく必要がありますので、次期計画の施策において、取組を着実に実施していくことにより達成につなげていくこととします。

4. 計画の策定にあたって

本市では、2002（平成14）年3月に環境基本条例を制定し、同年4月1日に施行しました。同条例第8条に基づき、第2次環境基本計画（2012～2021）を策定し、めざす環境像を、「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市 おおむた」と定め、その実現に向けて、基本方針のもと各施策に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし近年、気候変動が一因と考えられる異常気象や局地的大雨に伴う洪水・大規模浸水等が頻発し、数十年に一度といわれるような自然災害が、日本各地のみならず本市においても発生して大きな被害をもたらしています。

国連の機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が、2021（令和3）年8月に取りまとめた第6次評価報告書第1作業部会報告書では、気候変動が人間活動によることは疑う余地がないと報告しており、温室効果ガスの排出削減が世界の急務であることを再確認しました。

気候変動の緩和や適応への取組は、地球規模での重要な課題になっています。

我が国も世界各国と歩調をあわせて、2020（令和2）年10月に、「人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全・強化によって吸収される量との均衡が保たれた社会である脱炭素社会（カーボンニュートラル社会）を2050（令和32）年までに実現させる。」ことを宣言し、翌2021（令和3）年4月には、気候サミットにおいて、「2030（令和12）年度の温室効果ガス排出を2013（平成25）年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。

2021（令和3）年6月には、これを「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）の基本理念に含めることなどの法改正を行い、さらに、温対法に基づく「地球温暖化対策計画」やエネルギー政策基本法に基づく「エネルギー基本計画」の改訂をはじめ、「国・地方脱炭素実現会議」（2020（令和2）年12月設置）による「地域脱炭素ロードマップ」の策定、政府による「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、農林水産省による「みどりの食料システム戦略」、国土交通省による「グリーン社会の実現に向けた国土交通グリーンチャレンジ」の策定、翌2022（令和4）年には、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正が行われるなど、気候変動対策への取組が大きく動きつつあり、社会全体がカーボンニュートラルの方向へ動きはじめました。

そのロードマップの中で、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界に広げるために、2030（令和12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したところです。

さらに近年では、気候変動の問題に加えて、プラスチック廃棄物の環境中への廃棄によるマイクロプラスチックによる生態系への悪影響やひいては人の健康への被害も心配されるようになり、また、2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD・COP10）で採択された「愛知目標」（生物多様性への危機の克服のために2020（令和2）年までの取組の強化を訴えた目標）が十分には達成できていないことも明らかになっていて、これらの課題に対する地域でのさらなる取組も必要になっ

ています。

今後は、温対法及び地球温暖化対策計画〔2021（令和3）年10月22日閣議決定〕並びに気候変動適応法及び同法に基づく気候変動適応計画〔2021（令和3）年10月22日閣議決定〕を基盤として、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととなっています。

このような状況を踏まえて、福岡県は2022（令和4）年3月に、環境分野の施策大綱である「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」を策定し、また「福岡県生物多様性戦略2022－2026」、「第二次福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この福岡県環境総合ビジョンでは、第四次計画に引き続きSDGsの考え方を取り入れるとともに「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ」を将来像に掲げ、グリーン社会の実現を推し進めるため、脱炭素社会への移行やワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全の取組など、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示しています。

本市においても、気候変動が一因と考えられる、近年の度重なる集中豪雨による浸水被害の発生など、環境面での課題が深刻化してきています。

また、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス削減など新たに顕在化した環境問題や、生物多様性の保全など引き続き取り組むべき課題、人口減少・少子高齢化等に起因する地域課題の顕在化や社会インフラの老朽化等の進行を踏まえ、地域の環境政策と経済・社会的課題を同時解決できる具体的な方法とともに、それを具現化するための持続可能な体制を見出すことが求められています。

さらに、人々の価値観や生活様式の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・市民団体・事業者・市の協働による取組が重要となっています。

これらの課題をはじめとして、本市の抱える環境政策の課題に取り組むために、大牟田市第2次環境基本計画の実績を踏まえ、さらに「大牟田市第6次総合計画」の示す目標に基づいて、市民、市民団体、事業者及び市の協働のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「大牟田市第3次環境基本計画」を策定することといたします。

第2節 計画策定の目的

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていくうえでの指針であるとともに、市民、市民団体、事業者、市の各主体が担うべき役割を明らかにするものです。

本計画は、市の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、「大牟田市環境基本条例」の基本理念に基づいて環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

大牟田市環境基本条例 [2002(平成14)年3月制定] 抜粋

●目的 (第1条)

この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

●基本理念 (第3条)

1. 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
2. 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。
3. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

●環境基本計画 (第8条)

1. 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
2. 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1)良好な環境の保全及び創造に関する目標
 - (2)良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3)良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針
 - (4)前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3. 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくために必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

第3節 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、「大牟田市環境基本条例」第8条に基づいて、本市のめざす環境像や分野ごとの目標、施策の大綱、配慮指針等を定める環境分野におけるマスタープランとなっています。

このような位置づけのもとで、本計画は「大牟田市地球温暖化対策実行計画」をはじめとする部門別計画や環境分野に関連する計画及び施策を立案するうえでの指針となります。

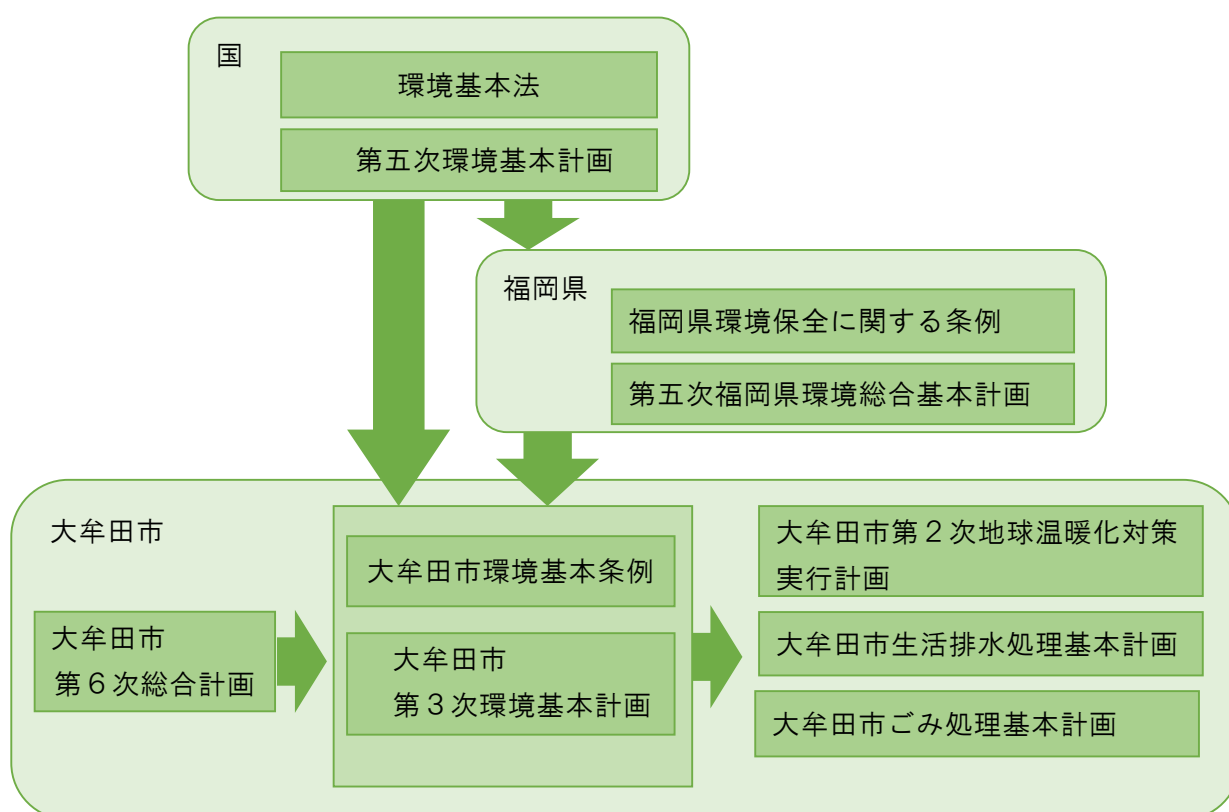


図 1-3 大牟田市第3次環境基本計画体系図

2. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間です。

なお、環境や社会情勢の変化に適切に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、本市全域です。なお、市の環境は、周辺自治体とのかかわりも強く、課題によっては、国・県や関係自治体と協力して取り組んでいきます。

4. 計画の対象範囲

計画を実行性のあるものにするためには、施策の対象範囲を整理しておく必要があります。そこで、本計画が対象とする範囲は、大牟田市第2次環境基本計画でも対象範囲としていた「社会環境」、「地球環境」、「自然環境」、「文化環境」及び「生活環境」の各分野とします。

本計画の対象範囲は、おおむね以下のとおりとします。

表 1-2 計画の対象範囲

対象分野	説明	キーワード
社会環境	持続可能な環境保全活動に取り組める仕組みづくりを目的とします。	環境教育・学習、 空家管理、 環境保全活動、 地域公共交通網の形成
地球環境	世界各国と歩調をあわせた地球規模の環境問題に対処すべく、取組を実践していくことを目的とします。	再生可能エネルギー、 省エネルギー、脱炭素
自然環境	健全な自然環境を保全し、生物の生息・生育環境の保全と回復を目的とします。	緑地、里山、水辺、 生物多様性
文化環境	景観保全及び歴史・文化遺産の保護などによる快適なまちづくりを目的とします。	景観保全、空家管理、 歴史・文化遺産
生活環境	産業公害及び人の生活で発生する環境問題（騒音・振動・悪臭等）の抑制と廃棄物対策を目的とします。	大気、騒音、振動、 悪臭、生活排水対策、 3 R

5. 計画の構成

本計画は、「大牟田市第3次環境基本計画とは」、「大牟田市が目指す環境の将来像」、「施策体系と数値目標」、「施策の展開」、「計画の推進に向けて」の5章構成とします。

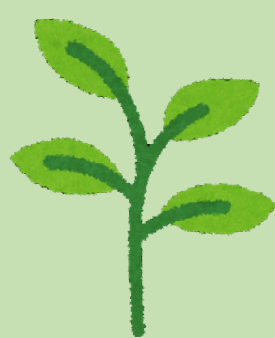
本計画の目次構成と大牟田市環境基本条例第8条に規定する環境基本計画に定める事項との関係は以下のとおりです。

大牟田市第3次環境基本計画	
第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の背景 ・ 計画策定の目的 ・ 計画の基本的事項 位置付け、対象期間、対象地域、対象範囲、構成
第2章 大牟田市が目指す環境の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ● 目指す環境像 豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた ● 基本方針 ● 実現に向けたそれぞれの役割
第3章 施策体系と数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針と施策の柱 <ul style="list-style-type: none"> ・ みちしるべの設定 ・ 大牟田市環境基本計画とSDGsとの関係
● 第4章 施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行 ・ 基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～ ・ 基本方針3：循環型社会の実現 ・ 基本方針4：自然共生社会の実現 ・ 基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承 ・ 基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成
● 第5章 計画の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の推進体制 ・ 計画の進行管理

大牟田市環境基本条例第8条に規定している事項	凡例
良好な環境の保全及び創造に関する目標	●
良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱	●
良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針	●
良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	●

第2章

大牟田市が目指す 環境の将来像





第2章 大牟田市が目指す環境の将来像

第1節 大牟田市の目指す環境像

1. 目指す環境像

本計画の上位計画である大牟田市第6次総合計画「まちづくり総合プラン 2020～2023」では、第5次総合計画で掲げた都市像と基本目標を継承し、その実現に向けた様々な取組を、引き続き市民等との協働により進めています。

第6次総合計画における目指す都市像

人が育ち、人でにぎわい、人を大切にすのほっとシティおおむた

第6次総合計画における基本目標

はぐくみ 未来を拓く人がはぐくまれています

にぎわい 地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています

やさしさ 支えあい、健やかに暮らせています

くらし 都市と自然が調和した快適なまちになっています

あんしん 安心して安全に暮らせています

本計画では、総合計画における都市像を環境面から捉えなおし、大牟田市の目指す環境像を次のとおり定めます。

【目指す環境像】

豊かな地域と自然を次世代につなぐ

持続可能な環境都市おおむた

【目指す環境像に込められた意味】

私たちの豊かな暮らしは、地域に暮らす人々の元気な活動が支えています。これは、第6次総合計画における基本目標の「にぎわい」につながります。本市固有の文化的財産である大蛇山^{だいじゃやま}をはじめ、本市の発展にかかわりの深い近代化産業遺産、鉄道や道路などの広域交通ネットワーク、さらには、有明海や三池山^{みいけざん}などの自然の豊かさ、これらの地域の宝が活かされ、人でにぎわう豊かな地域を豊かな自然とともに次世代へつないでいくという意味を込めています。

2. 基本方針

今後は「目指す環境像」の実現に向けて、次の6つを基本方針として掲げ、施策や取組を推進していきます。

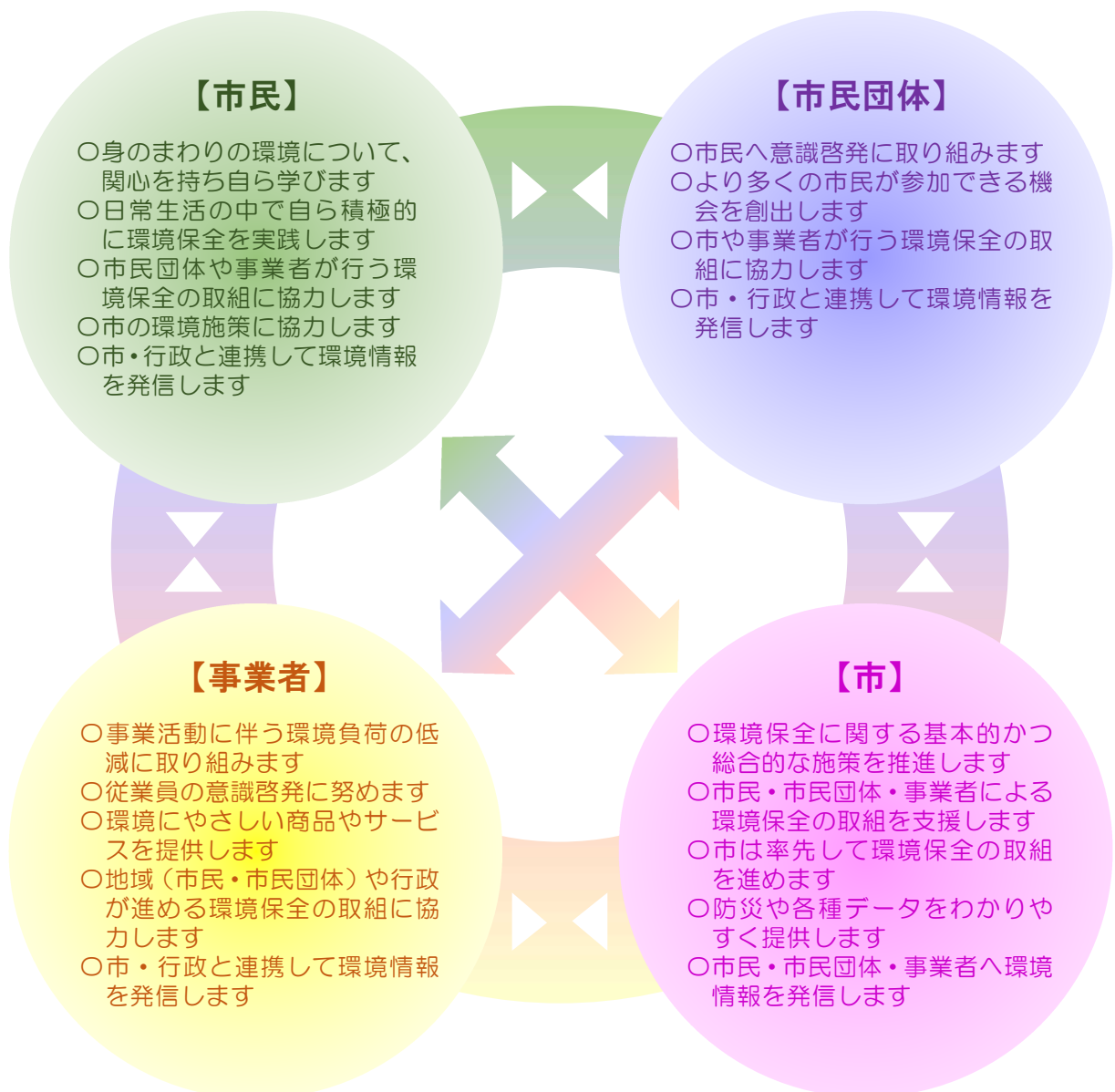
<p>【基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 持続可能な地域共生社会づくりの推進・ 農林水産業の振興と持続性の確保・ 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進・ 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進
<p>【基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）・ 省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）・ 温室効果ガスの排出削減（緩和策）・ 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）・ 気候変動への適応（適応策）
<p>【基本方針3：循環型社会の実現】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進・ 資源循環利用の推進
<p>【基本方針4：自然共生社会の実現】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緑地・里山の保全・ 水辺の保全・ 生物多様性の保全
<p>【基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 景観の保全・ 歴史・文化遺産の保護
<p>【基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大気環境の保全・ 水環境の保全・ 騒音・振動及び悪臭対策・ 化学物質等への対応・ 生活排水対策

3. 実現に向けたそれぞれの役割

大牟田市環境基本条例では、基本理念において「良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない」と規定されています。

本計画の推進にあたっては、市民、市民団体、事業者、市の4つの主体が互いに協働しながら自主的・積極的にその取組を実施していくことが必要であり、以下に「実現に向けたそれぞれの役割」を示します。

それぞれの役割



第 3 章

施策体系と数値目標





第3章 施策体系と数値目標

第1節 基本方針と施策の柱

豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた

●基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行

1. 持続可能な地域共生社会づくりの推進
2. 農林水産業の振興と持続性の確保
3. 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進
4. 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進

●基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～

1. 再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）
2. 省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）
3. 温室効果ガスの排出削減（緩和策）
4. 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）
5. 気候変動への適応（適応策）

●基本方針3：循環型社会の実現

1. 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進
2. 資源循環利用の推進

●基本方針4：自然共生社会の実現

1. 緑地・里山の保全
2. 水辺の保全
3. 生物多様性の保全

●基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承

1. 景観の保全
2. 歴史・文化遺産の保護

●基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成

1. 大気環境の保全
2. 水環境の保全
3. 騒音・振動及び悪臭対策
4. 化学物質等への対応
5. 生活排水対策

目指す環境像を達成するための6の基本方針のもとに、21の基本目標と柱となる施策を示します。

【柱となる施策】

- (1)各主体の情報提供や連携等のネットワークを構築します
- (2)コンパクトシティの推進および公共交通の利用を促進します
- (3)持続可能な地域づくりを推進します
- (4)地域の環境について学びを進めます
- (5)地域における環境の担い手づくりを進めます
- (6)地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

- (1)魅力ある農業を振興します (2)海岸環境の保全に取り組みます

- (1)環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成を進めます

- (1)環境配慮型ビジネススタイルを普及します (2)環境配慮型ライフスタイルを普及します

- (1)再生可能エネルギーの利用を推進します

- (1)省エネルギー、高効率な省エネ機器の導入を進めます

- (1)脱炭素型のまちづくりを推進します

- (1)森林・都市公園等を保全します

- (1)防災・減災に向けた取組を進めます (2)暑熱に対する取組を進めます

- (1)ごみの排出抑制を推進します

- (1)ごみの資源化を推進します (2)ごみの適正処理を推進します

- (1)里地里山を保全します (2)地域の緑化を進めます (3)緑とのふれあいを大切にします

- (1)良好な水辺環境を保全します (2)水辺とのふれあいを大切にします

- (1)動植物の生息・生育状況の把握を進めます (2)貴重な動植物の生息・生育環境を保全します (3)生態系サービスの持続可能な利用を進めます

- (1)景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します (2)まちの美化活動を推進します

- (1)歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

- (1)大気環境の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう大気汚染を防止します (3)交通にともなう大気汚染を防止します

- (1)水環境の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう水環境の汚濁を防止します

- (1)騒音の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます (3)暮らしにともなう快適な音環境やかおり環境づくりを進めます (4)交通にともなう騒音・振動対策を進めます

- (1)化学物質の適正使用・適正管理を進めます

- (1)生活排水対策による水質の汚濁を防止します

第2節 みちしるべの設定

本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、目指す環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年度達成すべき数値目標を合わせて「みちしるべ」として定めます。

1. 「持続可能な環境配慮型社会への移行」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○公共交通による人口カバー率の維持 →2015（平成27）年度 81.3%	81.3%
○環境活動団体数 →2021（令和3）年度 17団体	20団体
●環境学習講座などの開催回数 →2019（令和元）年度 245回	300回

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“公共交通による人口カバー率”は、駅から800m圏域、バス停から300m圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出するものとする。なお、本市立地適正化計画に基づき設定。

“環境活動団体数”は、環境保全活動を目的とする団体として本市が把握している数とする。

“環境学習講座などの開催回数”は、市役所各部局等が実施する出前講座やイベント・行事等のうち、環境に関するものとして把握できた取組の回数とする。

2. 「脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○家庭部門のCO ₂ (二酸化炭素)排出量の削減率 →2013（平成25）年度 193千t-CO ₂	66.0%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“家庭部門のCO₂(二酸化炭素)排出量の削減率”は、本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において家庭部門の排出量として推計する方法に準拠して、2013（平成25）年度を基準年として算出するものとする。なお、本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、目標値は2030（令和12）年度までに達成するものとする。

3. 「循環型社会の実現」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量の減量 →2018（平成30）年度 31,887 t /年	25,440 t /年
○リサイクル（再生利用）率の向上 →2018（平成30）年度 10.6%	15.9%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量”は、本市の燃えるごみ排出量（家庭系と事業系の合計）とする。なお、本市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は2029（令和11）年度までに達成するものとする。

【参考：2018（平成30）年度現在 市民1人あたりの家庭系燃えるごみ排出量 563.3g/人・日
2029（令和11）年度目標 市民1人あたりの家庭系燃えるごみ排出量 522.1g/人・日】

“リサイクル（再生利用）率”は、本市の総資源化量をごみ総処理量で除した値とする。
なお、本市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は2029（令和11）年度までに達成するものとする。

4. 「自然共生社会の実現」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●市内で確認できる絶滅危惧種の種数 →2019（令和元）年度 131種	131種
○都市計画区域内の緑地面積 →2017（平成29）年度 4,294.0ha	4,294.0 ha

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“市内で確認できる絶滅危惧種の種数”は、国のレッドリストおよび福岡県のレッドデータブックに掲載されている種のうち自然環境調査結果や市民等からの情報提供により確認された種の数とする。

[参考：2019（令和元）年度の絶滅危惧種の確認種数；131種は、国のレッドリストおよび福岡県のレッドデータブックに掲載されている種のうち、植物20種、哺乳類5種、鳥類29種、両生類7種、昆虫類・クモ類19種、は虫類4種、魚介類47種の計131種が確認されている]

“都市計画区域内の緑地面積”は、市街化区域の緑地面積と市街化調整区域の緑地面積の合計面積とする。なお、本市緑の基本計画に基づき設定。

5. 「景観や文化遺産等の未来への継承」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●世界遺産価値の理解度 →2021（令和3）年度 78.8%	80.0%

備考）●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“世界遺産価値の理解度”は、まちづくり市民アンケートにおいて「世界遺産の価値」を“知っている”と回答した割合とする。

6. 「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○水洗化・生活雑排水処理率 →2019（令和元）年度 65.9%	78.4%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“水洗化・生活雑排水処理率”は、水洗化・生活雑排水処理人口を本市の人口で除した値とする。

なお、本市生活排水処理基本計画に基づき、目標値は2030（令和12）年度までに達成するものとする。

第3節 大牟田市環境基本計画とSDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsは、「経済」、「社会」、「環境」の3側面から捉えることのできる17のゴールを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

2019（令和元）年7月に、SDGsの理念に沿った取組を推進する「SDGs未来都市」に本市が選定され、SDGs実現に向けた取組に貢献することを目指しています。

本計画においては、市が直面している環境問題を統合的に解決するため、SDGsの考え方を取り入れることとします。各基本方針は相互に関連しているため、一つの取組が複数の目標の達成に貢献することになります。このため、本計画の6つの基本方針の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性を第4章で整理しました。

 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>	

第4章

施策の展開





第4章 施策の展開

第1節 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行



施策の方向

1. 持続可能な地域共生社会づくりの推進

【現状】

本市の人口は、減少の一途をたどることが予想されており、10年、20年後のまちづくりの担い手となる子どもを地域や社会全体で育てることが喫緊の課題となっています。

持続可能な社会を実現するためには、環境教育・学習を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていける地域づくりが必要です。

このような中、本市において、現在、学校教育を中心に取り組んでいるESDは、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための学びであり、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後は社会教育においても、地区公民館を中心に積極的な事業展開が求められます。

更に、これからのまちづくりでは、急激な人口減少、高齢化の進展を背景として、「高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること」「財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること」が大きな課題です。このため、本市では、今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを進めていくための計画を策定しています。また、空き地及び空家等の予防、利活用、適正な管理及び除却の促進により、市民が安心して安全に暮らすことができる魅力ある生活環境の形成を目指します。

【SDGs 未来都市について】

本市はこれまで、ESDによる持続可能な社会を創る担い手の育成などに取り組んできました。

今後さらに「SDGs/ESDのまち・おおむた」として、国内外に向けた情報発信を進めるとともに、国内はもとより、全世界におけるSDGs実現に向けた取組に貢献することを目指していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【施策と各主体の主な取組】

(1) 各主体の情報提供や連携等のネットワークを構築します

市民	<ul style="list-style-type: none">・市民活動に関する情報発信、講座等に参加・協力します・市が発信する情報に関心を持ち、積極的に情報を取得します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・市民活動に関する情報発信、講座等に取り組みます・団体間の交流促進に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・市民活動の取組に協力します・市民活動に関する情報発信、講座に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none">・市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるように、情報発信、講座の開催及び団体間の交流促進に取り組みます。・ボランティアをしたい人とボランティアを求める団体とのマッチングに取り組み、市民活動の促進を図ります

(2) コンパクトシティの推進および公共交通の利用を促進します

市民	<ul style="list-style-type: none">・市民の役割と責任を認識しつつ、協力しながらまちづくりに取り組みます・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・市民団体の役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりに取り組みます・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携による展開に協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業者の役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりに取り組みます・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携による展開に協力します
市	<ul style="list-style-type: none">・「立地適正化計画」に基づき、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します・「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます

(3) 持続可能な地域づくりを推進します

市民	<ul style="list-style-type: none">・住民による地域づくり活動に参加します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・住民による地域づくり活動との連携した啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・住民による地域づくり活動との連携した活動に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none">・「第2次空き地及び空家等対策計画」に基づき、利用可能な空家の利活用を促進します・住民による地域づくり活動との連携した活動を推進します。

(4) 地域の環境について学びを進めます

市民	・地域の環境に関心を持ちます
市民団体	・地域の環境や環境配慮活動についての情報を収集し、広く提供します
事業者	・地域の環境や市民活動に関心を持ち、活動を支援します
市	・学校教育や社会教育において、環境教育・学習を進めます ・地域の環境や環境保全活動について情報を収集し、広く提供していきます ・市民・市民団体・事業者と協働して、大牟田の環境について学び、ふれあう機会を創出します

(5) 地域における環境の担い手づくりを進めます

市民	・家庭や地域で環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市民団体	・地域で環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
事業者	・地域の環境教育・学習に参加・協力します ・社内での環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市	・教育機関等と連携し、環境保全の中心となる人材の育成を進めます ・機器や資材の貸出など、市民等の環境教育・学習を支援します

(6) 地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

市民	・地域の環境に関心を持ち、環境保全活動に参加・協力します
市民団体	・多様な主体と協働できる体制づくりに取り組みます ・多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
事業者	・多様な主体と協働できる体制づくりに取り組みます ・多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
市	・ホームページやSNS等を活用し、地球温暖化問題等を身近な問題として捉えてもらえるような情報発信を行います ・市民・市民団体・事業者・行政等が協働できる仕組みづくり(環境ネットワークの形成)を進めます ・環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます ・環境活動団体の結成や環境保全活動を支援します ・環境保全協定等の締結を進めます

2. 農林水産業の振興と持続性の確保

【現状】

本市では、農業、漁業ともに従業者の高齢化が進み、担い手不足が顕著になっています。このため、新規従業者や後継者等が将来の担い手として意欲をもって就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。

農業では、水路・農道・ため池等が老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも施設改良や整備を行う必要があります。

また施設維持や環境保全等の活動が低下傾向になっているため、支援が必要となっています。そのため、農業の生産条件が不利な中山間地域を対象として、中山間地域のほ場整備を行っています。

漁業では、海苔の養殖については概ね安定していますが、魚介類の資源は不安定な状況にあるため、有明海の漁場環境の改善を図る必要があります。

今後も農林水産業の振興と持続性の確保を目指します。

【みどりの食料システム戦略】

我が国の食料・農林水産業は、気候変動やこれに伴う大規模自然災害、生産者の高齢化や減少等の生産基盤の脆弱化、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化への対応など大変厳しい課題に直面しています。

一方、様々な産業で、SDGs や環境への対応が重視されるようになり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応していく必要があること、また、国際的な議論の中で、我が国としてもアジアモンスーン地域の立場から、新しい食料システムを提案していく必要があることから、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務の課題となっています。

このため、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」を策定しました。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 魅力ある農業を振興します

市民	<ul style="list-style-type: none">・農産物直売所等で、できるだけ地元の食材を購入します・森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します・農地の保全活用を理解し協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・農産物直売所などで出荷者や各種イベントへの情報提供に取り組みます・樹木の枝打ち・間伐作業など、森林を守るためのボランティアや農業体験に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・休耕田などの遊休農地や管理放棄された山林などの増加を防ぎ、土地の有効活用に取り組みます・農地の保全活用に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none">・農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます

(2) 海岸環境の保全に取り組みます

市民	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に協力します・干潟など水辺の生態系についての理解を深めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに取り組みます・水辺の美化活動に取り組みます・水辺環境の保全についての啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に協力します・地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します
市	<ul style="list-style-type: none">・市民・市民団体・事業者と協働して、海岸など水辺の美化を進めます・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます

3. 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進

【現状】

国は、「循環経済工程表〔2022（令和4）年9月〕」の中で、2050（令和32）年を見据えて目指すべき循環経済の方向性と2030（令和12）年に向けた施策の方向性として、「経済的側面からは、循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとしながら、循環経済を持続的な取組とし、主流化していくことが不可欠の要素となる。」としています。

そして、「社会的側面から循環経済の取組を推進するに当たっては、地域の循環産業による地域活性化をはじめとする様々な社会的課題の解決といった観点等も念頭におくことが必要である。」としています。

本市の経済環境は、人口減少や社会構造の変化などにより、商業・サービス業をはじめ厳しい状況下にあります。このようなことから、地域の特性・強みを活かした地域産業の活性化、多様化を図る必要があります。

また、厳しい地域経済情勢の中、地域の活性化を図るためには既存企業の成長とあわせて、新規創業を増やすことも重要となっています。

このため、創業に必要な知識の習得をはじめ、創業時の初期費用の負担軽減や創業後のフォローアップなどに取り組む必要があります。

近年、限りある資源の中で次世代へつなぐ持続可能な社会を構築するためには、循環型社会の形成を図っていく必要性が高まっています。

そのような中、循環産業は注目され、今後ますます成長が期待されています。

本市では、環境関連産業として、「大牟田エコタウンプラン」により、これまでの使い捨て社会から資源循環・環境共生型社会への転換を図り、広域的な環境保全と新産業の創出を目的に、循環産業の創出と育成するための取組を進めています。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成を進めます

市民	・ 循環産業への理解を深めます
市民団体	・ 循環産業への理解を深めることに協力します
事業者	・ 循環産業の創出に取り組みます
市	・ 循環産業の創出・育成につながるよう支援します

4. 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進

【現状】

本市は、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現に向け、エコ行動等に対する意識の熟成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。

それらの取組として、本市では、環境学習講座の開催や「こどもエコクラブ」の活動支援、「エコドライブ」の普及促進等を行ってきました。

持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進も重要となっています。

今後も環境配慮型ビジネス・ライフスタイルを促進します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 環境配慮型ビジネススタイルを普及します

市民	・ 環境配慮型のビジネススタイルを進める事業者に協力します
市民団体	・ 環境配慮型のビジネススタイルの普及啓発に取り組みます
事業者	・ 調達や製造、運搬、販売、廃棄物処理等の事業活動の各段階において、環境負荷低減に取り組むビジネススタイルへの変換を進めます ・ 環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスの購入に取り組みます
市	・ 市内中小企業等に対して、脱炭素社会の実現に向けた国等の関連施策等について、情報発信を行います ・ ICTの活用やテレワークの導入など、新たなツールやルールを導入した新しい市役所づくりに取り組み、環境に配慮したビジネススタイルの普及に努めます

(2) 環境配慮型ライフスタイルを普及します

市民	・ 電気やガス、水道、ガソリン使用量等の削減に取り組みます
市民団体	・ 環境配慮型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます
事業者	・ 環境配慮型ライフスタイルを促進できるようなサービス・商品を提供します
市	・ 環境負荷の少ない移動手段への切り替えを誘導し、温室効果ガスの排出抑制及び市民意識の向上を図ります ・ 質の高い住宅が将来にわたって継承されるよう、耐震化やリフォーム等の促進を図ります

第2節 基本方針 2：脱炭素社会への移行 ～地球温暖化防止及び気候変動への適応～



施策の方向

1.再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）

【現状】

脱炭素社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化（化石燃料から非化石燃料への置き換え）、利用エネルギーの転換を進める必要があります。

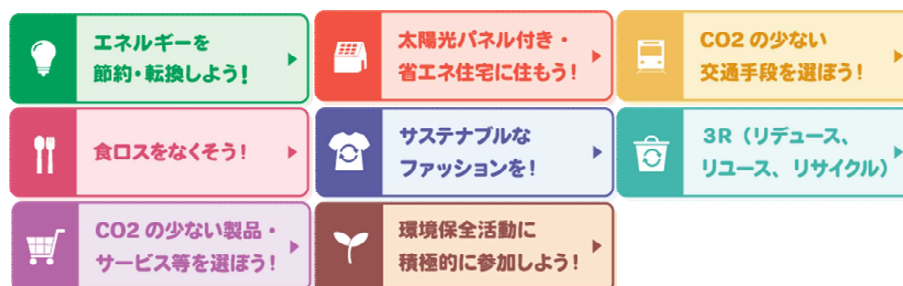
本市では、新たな産業の創出として、地球環境と調和した再生可能エネルギーに関する施設を集積を進めてきました。バイオマス発電、太陽光発電など多くのエネルギーに関する施設が集積されており、2009（平成21）年8月に経済産業省資源エネルギー庁から次世代エネルギーパークの認定を受けています。

今後も再生可能エネルギーの導入・転換を促進します。

【ゼロカーボンアクション 30】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。

環境省では、家庭部門のCO₂排出量の削減目標の達成を図るべく、以下のカテゴリーごとに、できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション「ゼロカーボンアクション 30」を発信しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 再生可能エネルギーの利用を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの理解を深めます ・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの理解を深めます ・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めます ・ 住宅や事業者等における太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及啓発を進めます

2.省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）

【現状】

脱炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量の削減を進める必要があります。

エネルギー消費量の削減に関連する次のような制度などがあります。

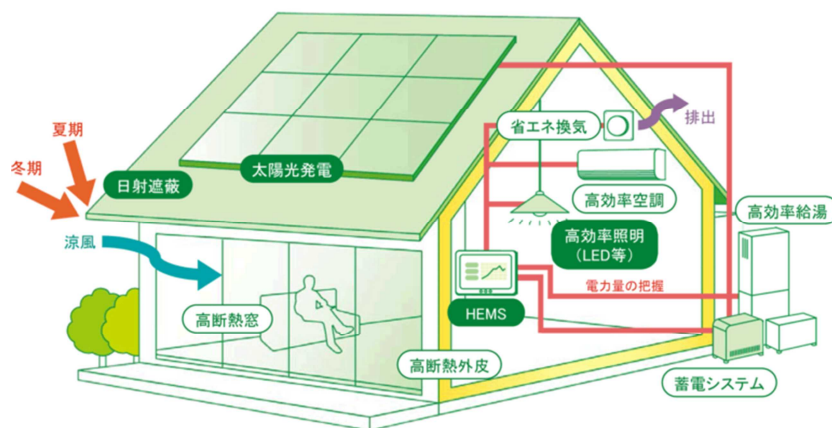
「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に該当する事業者は、「特定事業者」として、年平均1%以上の省エネルギーを行うことが義務付けられることとなっています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき市内で長期優良住宅の建築・維持管理をしようとする方は、必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること等の基準を満たすことで、長期優良住宅建築等計画の認定を受けられます。

今後も省エネルギー、省エネ性能向上機器の導入を促進します。

【高効率な省エネ機器とは】

高効率な省エネ機器とは、LED照明、エネファーム（家庭用燃料電池）、蓄電池など、省エネ性能が高い機器・設備のことです。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 省エネルギー、高効率な省エネ機器の導入を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー性能が高い機器への買い替えに努めます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブに取り組みます 住宅の断熱化など、住まいの省エネルギー性能の向上に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー性能が高い機器や設備の導入に取り組みます 省エネルギー型製品の製造・販売・購入に取り組みます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブに取り組みます 物流の効率化に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、高効率な省エネ機器等の普及啓発を進めます 公共施設への省エネルギー性能が高い機器や設備の導入を進めます 長期優良住宅の普及啓発を進めます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブの普及啓発に努めます

3.温室効果ガスの排出削減（緩和策）

【現状】

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）の実施に向け、市の基本的な役割として、市民・事業者等への情報提供と活動促進等を図ることが期待されます。

情報提供と活動促進等に関し、次のような制度などがあります。

温対法において、「地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。」としています。

地球温暖化防止活動推進員は、学習会やイベントでの啓発で、地球温暖化対策を進めていくために取り組む地域のメンバーです。

2021（令和3）年度には大牟田・南筑後地区から8人の推進員が委嘱され、地域での活動を行っています。

今後も温室効果ガスの排出削減を目指します。

【～手軽にできる緑のカーテン～】

緑のカーテンは、建物の窓際にゴーヤやアサガオなどのつる性植物をカーテンのように育てて、夏の日差しを和らげる節電方法の一つです。

手軽にできて、花や緑を楽しみながら涼しい夏を過ごすことができます。

窓から入る太陽光を100%とすると、緑のカーテンでは95%カットするといわれています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 脱炭素型のまちづくりを推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動問題とその対策についての理解を深めます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消に協力します ・ 敷地内や地域の緑化に取り組みます ・ 公共交通機関を活用します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動問題やその対策についての啓発活動に取り組みます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消についての普及啓発に取り組みます ・ 地域の緑化活動に取り組みます ・ 公共交通機関の活用についての普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動問題やその対策についての啓発活動に取り組みます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消に協力します ・ 敷地内や地域の緑化活動に取り組みます ・ 公共交通機関の活用に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「立地適正化計画」に基づき、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します ・ 「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます ・ 中小企業の脱炭素化に向けた設備導入を促進します ・ 緑が持つ地表面の高温化防止・改善機能を強化し、都市の緑化形成に努めます ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消を進めます

4. 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）

【現状】

森林（中山間地域も含む）の土地利用においては、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO₂の吸収や排出が発生します。

本市では、不在地主の増加で、手入れ不足の人工林が増え、土砂災害の発生の危険性が高まっていることから、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理制度に基づく取組を進め、森林整備を推進する方針としています。2020（令和2）年度においては、荒廃した市有林（0.83ha）の間伐等を実施しています。また、2022（令和4）年4月1日時点において、大牟田市民1人当たりの都市公園面積は、約11m²となっています。

今後も都市公園等の適切な維持管理を行い、緑豊かな都市環境の確保に努め、温室効果ガスの吸収源対策を目指します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 森林・都市公園等を保全します

市民	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
市民団体	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
事業者	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
市	・ 森林・都市公園等の緑化及び保全に努めます

5. 気候変動への適応（適応策）

【現状】

地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、短時間強雨の多発などによる農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらします。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制（緩和）に加えて、既に現れている影響や中長期に避けられない影響に対して適応を進める必要があります。

本市における気候変動への適応の取組は、「自然生態系」、「自然災害」及び「健康」の3分野について行っています。具体的な取組としては、動植物や自然環境のモニタリング、河道や防災調整池の整備、防災訓練・研修会等の実施、防災ハザードマップの作成、熱中症の普及啓発・注意喚起など実施しています。

今後も脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とあわせて、既に現れている気候変動への適応策を推進します。

【大牟田市防災ハザードマップ・おむた防災ガイドブック】

土砂災害の警戒区域、河川の浸水想定区域、津波や高潮の浸水想定区域、有明海沿岸の高潮の浸水想定区域を、1冊の「防災ハザードマップ」にまとめ、2020（令和2）年6月に発行しています。自宅や職場がどの災害のときに、どのような危険があるかを確認するための情報が掲載されています。

また、2020（令和2）年7月豪雨の経験と教訓を忘れないために「防災ガイドブック」を2022（令和4）年6月にリニューアルしました。



あわせて、災害時に4つの指定避難所で、ペットと一緒に避難できるようになりました。

考えよう！
あなたとペットの避難
～災害、いざという時に備えて～

大牟田市
Omuta City
令和4年1月

大牟田市防災・防災危機管理課 | 電話：0944-41-2894

大牟田市では4つの指定避難所でペット避難の受け入れを行っています

ペットと一緒に避難できる指定避難所

- 旧駿馬南小学校(沖田町236-1)
- 旧上宮小学校(宮坂町6-3)
- 旧藤立中学校(大字藤立282-2)
- 第二市民体育館(黄金町1丁目111)

※実際の状況によっては、開設されない避難所があります

※第二避難所は一部利用が停止しているため、中央以上の避難が可能な、ただし、ペット用の避難用施設は、各自で準備してください。

※防災用、火災、地震対策など、1フロアあたりでも、避難所が複数ある場合は、併せ受け入れ可能です。ただし、避難所のルールを守っていただく必要があります。

避難所のルールを守りましょう

動物がいることで、つらい避難生活の中で心の安らぎや元気になったという声のあふれる一方で、おみつきや鳴き声への苦痛、発声や糞尿処理など、避難所でトラブルになることもあります。

ペットと一緒に避難所に避難する場合は、避難所運営を行っている市職員等の指示に従い、決まりごとを守りましょう。

- ペット用ケージに入れる
- 避難所を汚さない
- 災害避難所が初期にルールに従い、糞尿、エサなどの処理は飼い主が責任を持って行う

ルールを守って避難するんだん！

ペット避難チェックリスト

ペット用避難セット

ロケージ	ロフード、水、食器（5日分）
口籠・リード	口籠法具・薬
ロトイレ処理用品	ロペットシート
ロラッシュ	ロガムテープ
ロタオル類	
ロその他	

口籠札、注射済票

ロマイクロチップ

ロ迷子札

日頃の備え

ロワクチンや狂犬病予防接種、寄生虫の駆除などの健康管理をする

ロ「待て」や「おすわり」、「無駄に吠えない」などのしつけを習得する

ロケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないよう訓練する

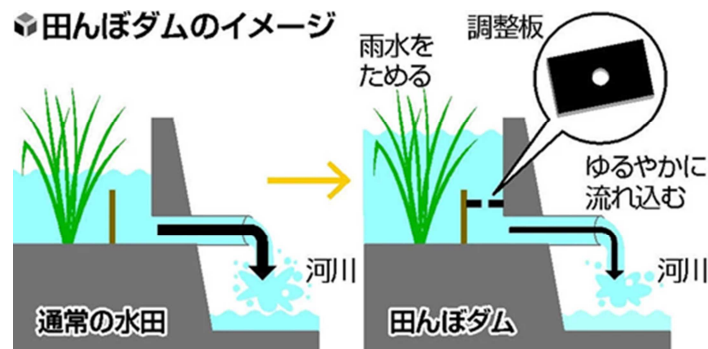
ロ家族、友人等、いざという時のペットの預け先を覚えておく

ロハザードマップ等で地域の災害特性を知り、ペットとの避難経路を確認しておく

【生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）】

生態系を活用した防災・減災は、生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方です。

この考えの中には、農地生態系の防災・減災機能として、「田んぼダム」などの水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設を活用した洪水の緩和があります。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 防災・減災に向けた取組を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します ・ 防災ハザードマップ等を通じ、防災知識を深め、早期避難行動の意識を高めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚化する災害に備えるため、地域住民や事業者等を対象に、防災に関する研修会や防災訓練等を実施します ・ 災害時における多様な情報発信手段の整備を推進するとともに、地域住民に対し防災ハザードマップ等を通じた防災知識の普及を行い、早期避難行動の啓発を推進します ・ これまでの本市や福岡県による河川や下水道による治水対策に加え、熊本県や周辺市町、更に企業や市民も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていきます ・ 豪雨による浸水等の災害防止のため、河川や水路等を整備します

(2) 暑熱に対する取組を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のカーテン等、植物を活かした暑さ対策に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のカーテン等を利用して日陰をつくるなど、暑熱環境に適応したライフスタイルへの転換の普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温多湿になる職場環境については、見直しを進めます ・ 緑のカーテン等を利用して日陰をつくるなど、暑熱環境に適応したビジネススタイルへの転換に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページにて、熱中症予防等に関する情報を広く周知し、市民へ普及啓発を行います ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

第3節 基本方針 3：循環型社会の実現



施策の方向

1. 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進

【現状】

我が国における「食品ロス」は、年間 522 万 t と推計 [2020 (令和 2) 年度推計値：農林水産省・環境省] されており、そのうち家庭からは、247 万 t、事業者からは 275 万 t の食品が捨てられています。

そのような中、令和元年 5 月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においては、消費者・事業者・地方公共団体を含む様々な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされています。

本市においても、食品ロス削減に効果のあるグッズの配布や食品ロス削減月間に合わせ、「広報おおむた」などで食品ロスの現状や対策の情報発信を行うなど、様々な機会を通して、意識啓発に取り組んでいます。

また、事業者に対しても、福岡県が取り組む「食べもの余らせん隊」への登録促進の取組みを進めることで、事業者の食品ロスに対する関心を高めています。

プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進について、2021 (令和 3) 年 6 月に、「プラスチック資源循環推進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

本市でも、燃えるごみとして処理していたプラスチック製容器などをリサイクル品目へ追加し、燃えるごみの減量化に取り組むとともに、より一層のごみのリサイクルを進めています。

今後も持続可能な消費と生産を考えた取組を推進します。

【食べもの余らせん隊(たい)！募集中】

福岡県では、食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等を「食べもの余らせん隊」として登録し、その取組を広く県民の皆さんにお知らせしています。外出時には「注文しすぎない」、お買い物では「買いすぎない」を心がけて、食品ロスを発生させないようにします！



【施策と各主体の主な取組】

(1) ごみの排出抑制を推進します

市民	・ 必要なものだけを購入手、食品ロスの削減及びごみの発生抑制に取り組めます
市民団体	・ 食品ロスの削減及びごみの発生抑制に向けた取組の普及・啓発に取り組めます
事業者	・ 商品の過剰包装を自粛するなど、事業活動に伴い発生するごみの抑制に取り組めます
市	・ 食品ロスの削減を進めます ・ 生ごみの減量を進めます

2.資源循環利用の推進

【現状】

本市では、これまで、循環型社会の構築を目指し、3Rを基本としたごみの減量化、資源化を推進することとし、有料指定袋制度や分別品目の追加など、市民・事業者との協働による発生抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの総排出量は大幅に減少しました。

しかし、近年、ごみの総排出量は微減の状況となっており、燃えるごみについては、生ごみや紙類が多く含まれていることから、分別の徹底と指導・啓発の強化等により、さらなる生ごみの減量化と紙類の資源化を図る必要があります。

また、ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。不適正処理に対する継続的な監視・指導等の取組が必要となっています。

今後も資源循環の利用を推進します。

【学校訪問による環境学習の実施】

市の職員が、市内全小学校を訪問し、4年生とその保護者を対象に職員の手作りによる紙芝居やパネルを使い、ごみ処理やし尿処理を通して、環境について学び考える環境学習を行っています。

また、希望する幼稚園・保育園も対象に、幼児向け紙芝居や実物のごみ収集車を使い、園児にでもできる「3R」の行動事例を紹介しながら、市役所職員出前講座を実施しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) ごみの資源化を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R への理解を深め、ごみの減量・リサイクルに取り組みます ・ コンポストなどごみの資源化・減量化に取り組みます ・ 地域資源回収に協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R への理解が深まるよう、啓発活動に取り組みます ・ 地域資源回収の促進に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等を遵守し、ごみの減量化、再生利用に取り組みます ・ 原材料へ再生資源などの活用に取り組みます ・ エコマーク商品など環境負荷が少ない製品の製造・販売・購入に取り組みます ・ 製造したものの回収・リサイクルに取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入の推進などにより、環境への負荷が少ない製品の普及啓発を進めます ・ 公共工事における建設資材や廃材のリサイクル及びリサイクル製品の利用促進を図ります ・ 製品プラスチックの分別収集及び資源化に取り組みます ・ 紙類のさらなる資源化を進めます

(2) ごみの適正処理を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの適正分別、排出に取り組みます ・ 野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの適正な分別と排出マナーについての啓発に取り組みます ・ 野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等を遵守し、廃棄物を適正分別し、保管・運搬・処理します ・ 野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄や野焼きなどの対策を進めます

第4節 基本方針 4：自然共生社会の実現



施策の方向

1. 緑地・里山の保全

【現状】

本市では、里山の保全として、里山景観の維持活動、侵入竹の除去・竹林整備活動等に取り組む活動団体に対して、地域協議会を通じて補助を行い、地域住民、森林所有者等へ支援してきました。ESD 活動としては、里地里山ウォークラリー＆森林整備体験を進め、次世代の子どもたちへの関心・興味を高めてきました。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境だけでなく、自然資源の供給、良好な景観の観点からも重要な地域であります。しかし、人間活動による手入れや利用がなされない状態が増加することで、生物多様性の低下が懸念されます。今後も緑地・里山の保全を目指します。

【巨木を巡るバスハイク】

本市域の古称「三池」の名前の由来には様々な伝承があります。

本市では、ツガニ伝説がよく知られているところですが、日本最古の歴史書の一つ『日本書紀』には、三池の名前の由来として巨木伝説が記されています。

本市は、この巨木伝説にちなみ、市内の巨木を観察して回ることで身近な自然に親しむ「巨木を巡るバスハイク」を実施しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 里地里山を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山がもつ多面的機能について理解を深めます ・森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します ・農地の保全活用を理解し協力します ・保存指定された樹木や樹林を維持管理します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山がもつ多面的機能についての啓発活動に取り組みます ・森林を守るためのボランティアや農業体験活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林を守るためのボランティア活動を支援します ・農地の保全活用に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます ・パンフレットの作成など、里地里山について啓発を進めます

(2) 地域の緑化を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に取り組みます ・地域の緑化活動に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の緑化活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に取り組みます ・沿道や地域の緑化活動に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全や緑化を推進します ・保存樹・保存林を指定し、良好な緑地を保全します ・開発行為における緑地の確保や整備について指導・啓発を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

(3) 緑とのふれあいを大切にします

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等、緑化の体験活動等に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等、緑地の体験活動等に協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等、緑地の体験活動等に協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全や緑化を推進します ・里地里山等、緑地を活用した自然観察会等の体験活動を進めます ・緑地環境の保全について啓発を進めます

2.水辺の保全

【現状】

本市の臨海部には広大な干潟が見られるほか、有明海には、初島、三池島の人工島があり、丘陵地からは大牟田川をはじめとする河川が市街地をとおり、流れています。水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、動植物などの生態系にも重要な役割を果たしています。

今後も水辺の保全を目指します。

【ESDにおける環境教育・学習の支援】

本市は、市内の公立小学校等で取り込まれているESDにおいて、環境教育に取り組んでいる学校の支援を行っています。

市の職員や環境活動団体等が講師として、座学や野外学習を行っています。

子どもたちは、学習を通して学んだことについてポスターを作成し、地域に掲示するなどの啓発にも取り組んでいます。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 良好な水辺環境を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に協力します・河川や干潟など水辺の生態系について理解を深めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに取り組みます・水辺の美化活動に取り組みます・水辺環境の保全についての啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に取り組みます・地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します
市	<ul style="list-style-type: none">・親水護岸など、環境に配慮した河川、水路等の整備を進めます・市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます

(2) 水辺とのふれあいを大切にします

市民	<ul style="list-style-type: none">・水辺の体験活動に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・水辺の体験活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・河川・海岸ボランティアや環境教育・学習など、水辺とのふれ合いの場づくりの支援に取り組みます・水辺の体験活動に協力します
市	<ul style="list-style-type: none">・河川敷や塩性湿地など、水辺の自然観察会などの体験活動を進めます・周辺自治体等と連携して、水辺の環境保全について啓発を進めます

3.生物多様性の保全

【現状】

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、大規模な開発や生活排水の流入等による自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。また、近年では、外国や国内の他地域から持ち込まれる外来種や移入種の影響、さらには地球温暖化の影響などが顕在化してきており、自然環境や生物多様性を保全することは、持続可能な社会を実現する上で極めて重要となっています。

また近年、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」という「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、福岡県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、2021（令和3）年1月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が公布・施行されました。

今後は、ワンヘルスの理念に沿った生物多様性の保全を目指します。

【ワンヘルスとは？】

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。



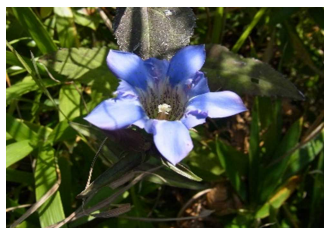
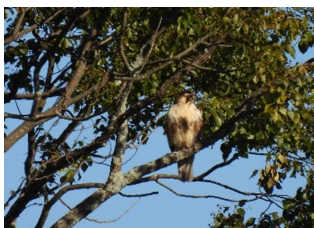
FUKUOKA
ONE HEALTH

【自然環境調査及び保全】

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、宅地開発や生活排水の流入等の人間活動によって自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。

また、国外や国内の他地域から意図的・非意図的に外来種が導入されることにより、在来種に様々な影響が生じています。

本市では、自然環境の保全を重要な課題の一つと位置づけ、自然環境に関する調査を実施し、自然環境保全の基礎資料としています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 動植物の生息・生育状況の把握を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物や自然環境のモニタリング活動に参加・協力します ・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関して、理解を深めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査及び啓発活動に参加・協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為や土地利用に関して、自然環境保全への配慮に努めます ・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査及び啓発活動に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念に沿った地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物について情報の収集と提供を進めます ・県や近隣市町と連携し、侵略的外来生物対策を進めます

(2) 貴重な動植物の生息・生育環境を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全に参加・協力します ・自然環境を守る美化活動に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全に取り組みます ・自然環境を守る美化活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全に参加・協力します ・自然環境を守る美化活動に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念について普及啓発を進めます ・開発行為における環境配慮について指導・啓発を進めます ・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます

(3) 生態系サービスの持続可能な利用を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念を踏まえ愛護動物との良い関係をつくれます ・農産物・水産直売所等で、できるだけ地元の食材を購入します ・ボランティア活動や生態系に関する学習に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山・海岸環境の保全についての啓発活動に取り組みます ・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場の美化活動に参加・協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農産物や水産資源等の提供に努めます ・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場の美化活動を支援します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全について啓発を進めます ・本市の有する自然資源を、他の観光資源と組み合わせるなどして集客力向上が図られるよう、関係機関と連携して検討を進めます

第5節 基本方針 5：景観や文化遺産等の未来への継承



施策の方向

1.景観の保全

【現状】

本市には、本市固有の自然景観、農業景観である、東部の丘陵地から有明海に注ぐ河川沿いの水田や、臨海部の広大な干潟、干拓による農地が存在します。また、明治以降、官営三池炭鉱の誕生や石炭を原料とする化学コンビナートなどにより、炭鉱のまちとして発展してきたことから、市内には炭鉱関連施設が数多く残っており、これらの施設が織りなす炭鉱景観や工場景観も本市固有の景観です。今後は、今ある様々な景観資源を活かすことや、周囲の自然や歴史的な建造物と新しい建築物等が調和した景観を守り育てる仕組みの構築に取り組んでいく必要がありますので、今後も景観の保全を目指します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します

市民	・ 空き地や空き家等を適正に管理します
市民団体	・ 空き地や空き家等の活用に取り組みます ・ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に取り組みます
事業者	・ 空き地や空き家等を適正に管理します ・ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に取り組みます
市	・ 「景観計画」に基づき、良好な景観資源を守り育てる取組を総合的かつ計画的に進めます ・ 放置自転車・違法駐車対策等の普及啓発を進めます

(2) まちの美化活動を推進します

市民	・ ポイ捨てや落書きなどをせず、まちの美化活動に参加・協力します
市民団体	・ 市民・事業者・市と協働して、まちの美化活動に取り組みます
事業者	・ 地域貢献活動の一環として、まちの美化活動に取り組みます ・ 法令等を遵守して、廃棄物を適正処理します ・ 所有施設や所有地を適正に管理します
市	・ 市民・市民団体・事業者と協働して、まちの美化を進めます

2.歴史・文化遺産の保護

【現状】

本市において、三池炭鉱関連資産は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として2015（平成27）年度に世界文化遺産に登録されました。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財は、市制100周年記念事業の一環として作成している市史を活用することで、より理解を深めてもらう取組を行っています。

本市は、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有しています。

文化施設は、人々の居場所となり社会参加のきっかけや出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。

そのため、世代間交流やコミュニティ活動の活性化に利用を進めており、今後も歴史・文化遺産の保護を目指します。

【三池炭鉱関連資産】

本市は、三池炭鉱の発展の推移とともに激動の歴史を積み重ねてきたまちです。この歴史の積み重ねを今に伝えているのが、市内に残されている近代化産業遺産です。

これら市内に残されている近代化産業遺産を保存し継承することにより、建造物や機械設備など形あるものの変遷や歴史だけでなく、その歴史にまつわる人々の想いや、様々な出来事と育まれた文化を後世に語り継いでいくことになります。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

市民	・ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深めます
市民団体	・ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深める啓発活動に取り組みます ・ 地域の伝統や文化を守る担い手の育成に取り組みます
事業者	・ 地域の伝統や文化を守る担い手の育成に協力します
市	・ 歴史・文化的価値の高い地域資源について、啓発を進めます ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、文化財の保護・保全を進めます ・ 地域の伝統芸能や伝統行事の継承と保全を進めます

第6節 基本方針 6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成



施策の方向

1.大気環境の保全

【現状】

本市では、大気汚染防止法に基づき、環境基準が設定されている大気汚染物質等について、市内4か所（国設大牟田・新地・七浦・橋）で常時監視しています。

環境基準の達成状況としては、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等は基準値を満たしているものの、光化学オキシダントについては、超過する結果となっています。

本市の大気環境については、“大牟田市大気環境常時監視システム”でリアルタイム情報を確認できるようになっています。

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の継続的な監視を行います。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 大気環境の継続的な監視を進めます

市民	・大気環境に関心を持ちます
市民団体	・大気環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・大気環境の監視・調査に協力します
市	・大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況や有害大気汚染物質による汚染状況を把握します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます

(2) 事業活動にともなう大気の汚染を防止します

市民	・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません ・敷地内や地域の緑化活動に参加・協力します
市民団体	・野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます ・地域の緑化活動に取り組みます
事業者	・法令等を遵守し、大気汚染を防止します ・施設や設備の適正管理により、大気汚染物質の排出量を削減します ・敷地内や地域の緑化活動に取り組みます
市	・発生源の監視・指導を徹底し、監視・測定結果の公表と情報共有を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

(3) 交通にともなう大気汚染を防止します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車や公共交通機関・自転車など、環境負荷が少ない移動手段を利用します ・ エコドライブに取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車や公共交通機関・自転車の利用など、環境負荷が少ない移動手段の普及啓発に取り組みます ・ エコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車の導入や公共交通機関・自転車による通勤など、環境負荷が少ない移動手段を活用します ・ エコドライブに取り組みます ・ 物流の効率化に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車へ電動車の導入を進めます ・ 電動車の普及啓発を進めます ・ エコドライブの普及啓発を進めます ・ 「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます

2.水環境の保全

【現状】

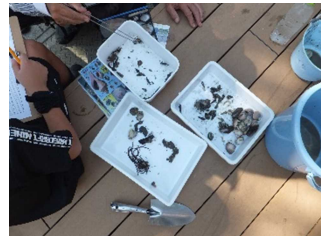
河川の水環境については、生活環境項目 5 項目(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)を、4 水系 7 河川で計 9 カ所の測定を行っています。環境基準の達成状況としては、全項目で基準値を満たしています。

今後も水環境の保全を目指します。

【水環境保全の取組】

本市を流れる諏訪川すわがわは、本市のほか熊本県の南関町なんかん、荒尾市あらおを流れる市内最大の河川です。

熊本県側では関川せきかわと呼ばれています。流域の南関町なんかん、荒尾市あらお、大牟田市では、「関川・諏訪川流域会議」を設置し、「生物教室」や「干潟の観察会」などを行い、流域住民への啓発と水環境の保全に取り組んでいます。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 水環境の継続的な監視を進めます

市民	・水環境に関心を持ちます ・水環境の保全活動に参加・協力します
市民団体	・水環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます ・水環境の保全に取り組みます
事業者	・水環境の監視・調査に協力します ・水環境の保全活動に取り組みます
市	・水環境の監視を行い、環境基準の達成状況や汚染状況を把握します ・監視・測定結果を公表し、情報共有を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、水環境保全活動を進めます

(2) 事業活動にともなう水環境の汚濁を防止します

市民	・水環境に関心を持ちます
市民団体	・水環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます ・土壌汚染を防ぐための啓発活動に取り組みます
事業者	・法令等の遵守や施設や設備の適正管理により、水質汚濁・土壌汚染を防止します ・水環境の保全活動に取り組みます
市	・発生源の監視・指導を徹底し、監視・測定結果の公表とし情報共有を進めます ・水質汚濁、土壌汚染を防ぐための啓発を進めるとともに、汚染の解消を図ります

3.騒音・振動及び悪臭対策

【現状】

騒音については、「騒音規制法（昭和43年法律第98号）」第18条に基づき、自動車騒音の状況を調査しています。一部の地域では、基準値を超過していますが、概ね環境基準値以下となっている状況です。悪臭は、休養や睡眠など日常生活の妨げとなる身近な問題であり、騒音・振動同様に近隣住民とのトラブルにもなっています。

これらの総合的負荷軽減を進めることで、静かで暮らしやすいまちをめざします。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 騒音の継続的な監視を進めます

市民	・騒音に関心を持ちます
市民団体	・騒音に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・騒音・振動の監視・調査に協力します
市	・騒音・振動の監視を行い、環境基準の達成状況を把握します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます

(2) 事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動及び悪臭調査に協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動及び悪臭調査に協力します ・騒音・振動及び悪臭に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の遵守や施設や設備の適正管理により、騒音・振動、悪臭を防止します ・住工混在地域での近隣への環境配慮に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や建設作業など、発生源の監視・指導を徹底します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます ・公共施設において、施設や設備の適正管理により騒音・振動、悪臭を防止します ・住工混在地域における近隣への環境配慮について、啓発や指導を進めます

(3) 暮らしにともなう快適な音環境やかおり環境づくりを進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音環境やかおり環境などが感じられる住みよい地域づくりに取り組みます ・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音環境やかおり環境などが感じられる住みよい地域づくりに取り組みます ・野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した商品やサービスを提供します ・良好な音環境、かおり環境などを妨げないようにします ・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音環境、かおり環境などの対策に取り組みます

(4) 交通にともなう騒音・振動対策を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブに取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブに取り組みます ・物流の効率化に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの普及啓発を進めます ・公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます

4.化学物質等への対応

【現状】

日常生活や事業活動では多くの化学物質が使われています。

これらの化学物質は、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われず、事故が起されば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

化学物質とうまくつきあっていくためには、その情報収集・管理・提供を行い、その環境リスクについての理解を深めることが重要です。

今後も化学物質等への対応を推進します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 化学物質の適正使用・適正管理を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 化学物質について、正しく理解します・ 殺虫剤や家庭用除草剤等を適正に使用します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 化学物質について、正しい知識の普及啓発に取り組みます・ 殺虫剤や家庭用除草剤等の適正使用・管理についての啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 災害・事故時における化学物質の流出・飛散防止に取り組みます・ 指定化学物質等の管理状況について、市に情報の提供をします・ 化学物質について、正しい情報の普及啓発に取り組みます・ 薬剤や廃棄物を適正利用・処理します
市	<ul style="list-style-type: none">・ PRTR 制度の活用等により、化学物質の把握を進めます・ 化学物質について、正しい情報の普及啓発を進めます・ 化学物質や農薬等の適正使用・管理について啓発を進めます

5.生活排水対策

【現状】

本市における公共下水道及び浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、2021（令和3）年度末で82.1%と、全国平均92.6%、福岡県平均93.9%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活排水に対する市民・事業者等の理解を得ることが重要です。

今後も生活排水対策を推進します。



本市では、「子どもたちに美しい川や海を残すために」令和4年度から5年間、生活排水対策として、水洗化促進キャンペーンを行っています。

キャンペーン期間中は、公共下水道・浄化槽の切り替え促進や街頭啓発、水洗化相談会等の各種関連イベントを実施しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 生活排水対策による水質の汚濁を防止します

市民	<ul style="list-style-type: none">生活排水対策に取り組みます公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理を行います家庭菜園などで使う農薬・化学肥料を適正に使用します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">生活排水対策についての啓発活動に取り組みます水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">環境に配慮した商品やサービスを提供します公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理を行います水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none">「生活排水処理基本計画」を進めます発生源の指導・啓発を進めます水洗化促進キャンペーンを実施し、広報啓発や普及促進を重点的に進めます

第 5 章

計画の推進に向けて





第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、効率的に推進していくためには、市民、市民団体、事業者、市及びその他行政機関が情報を共有し、密接に連携していくことが重要です。

また、大牟田市環境基本計画推進会議において、本計画に係る事業及び施策の総合的な推進を図ります。

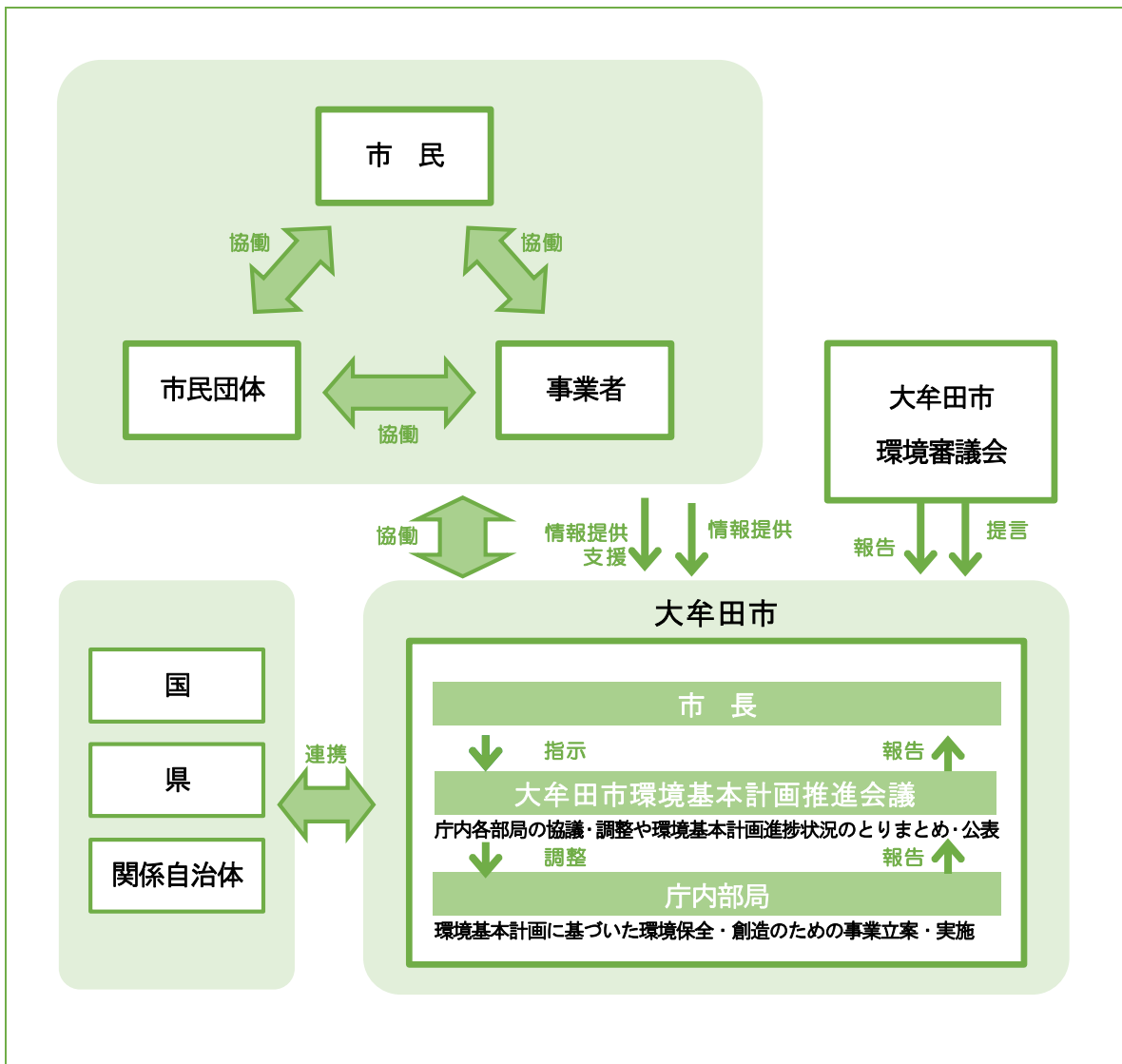


図 7-1 大牟田市第3次環境基本計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

本計画では、大牟田市環境基本計画推進会議において、数値目標の達成状況と施策の実施状況を点検し、公表します。

また、この点検結果をもとに計画を推進するとともに、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

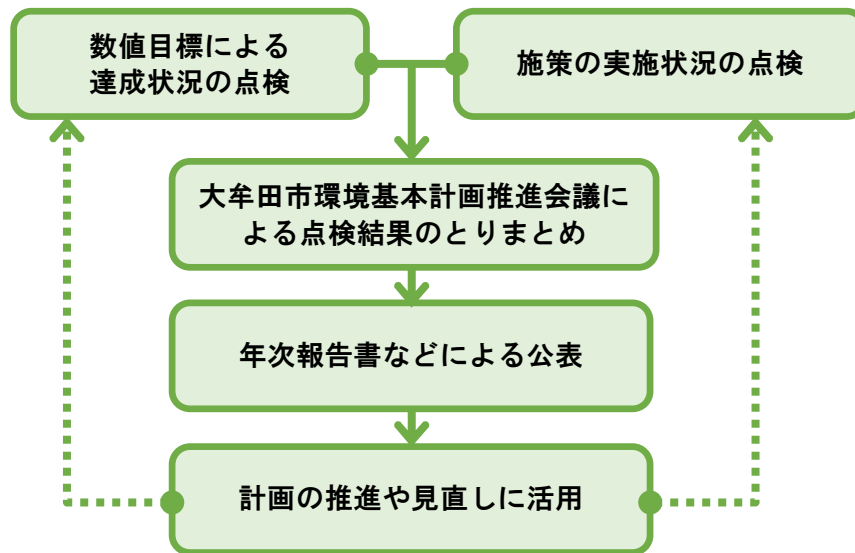


図 7-2 大牟田市第3次環境基本計画の進行管理スキーム

●数値目標の達成度の点検

計画の進行状況や本市の環境の状態を把握するための目安として、原則、基本方針ごとに、具体的な数値目標を「みちしるべ」として設定し、その達成状況を点検します。

●施策の実施状況の点検

庁内各部局は、計画に係る事業及び施策の実施状況について、大牟田市環境基本計画推進会議に報告します。同会議は、実施状況を点検し、今後の施策の推進について検討します。

●年次報告書などによる公表

数値目標の達成状況や施策の実施状況の点検結果は、年次報告書によって公表するとともに、市の広報紙やホームページなどを活用して、周知を図ります。